

事 務 連 絡  
令和 6 年 6 月 2 4 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和6年度教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の実施について（依頼）

このたび、学校関係者（小・中・高校等の教職員）、教育委員会、地方公共団体など環境行政に携わる人を対象とした環境教育に関する研修会を別添の実施要項により環境省とともに実施することになりましたのでお知らせいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等をいう。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、その管下の学校に対し、各地方公共団体株式会社立学校事務主管課におかれては、その主管に係る学校に対しこのことを御周知くださいますようお願い致します。

<文部科学省連絡先>

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
教育課程第二係（高市）

TEL : 03-5253-4111（内線 2613）

E-mail:kyoiku@mext.go.jp